

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案新旧対照条文目次

○	独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）（第一条関係）	1
○	独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第一百三十三号）（第二条関係）	5
○	独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第一百四十四号）（第三条関係）	7
○	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（附則第十八条関係）	17
○	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（附則第十九条関係）	19
○	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第二十条関係）	20
○	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（附則第二十二条関係）	22
○	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（附則第二十三条関係）	24
○	大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）（附則第二十四条関係）	25
○	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）（附則第二十五条関係）	26
○	独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）（附則第二十七条関係）	31
○	雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）（附則第二十八条関係）	33
○	独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第一百三十三号）（附則第二十九条関係）	34
○	国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十九号）（附則第二十九条関係）	36
○	国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十九号）（附則第二十九条関係）	37
○	研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（附則第三十一条関係）	38
○	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第三号）（附則第三十二条関係）	39
○	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第三号）（附則第三十三条関係）	46
○	文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（附則第三十四条関係）	57

改正案	現行
<p style="text-align: center;">独立行政法人海洋・防災研究開発機構法</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第九条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第十条―第十六条）</p> <p>第三章 業務等（第十七条・第十八条）</p> <p>第四章 雑則（第十九条―第二十三条）</p> <p>第五章 罰則（第二十四条―第二十六条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人海洋・防災研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「海洋科学技術」とは、海洋に関する科学技術をいう。</p> <p>2 この法律において「防災科学技術」とは、天災地変その他自然現象により生ずる災害を未然に防止し、これらの災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及びこれらの災害を復旧すること（以下「防災」という。）に関する科学技術をいう。</p> <p>3 この法律において「基盤的研究開発」とは、研究及</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人海洋研究開発機構法</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第九条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第十条―第十六条）</p> <p>第三章 業務等（第十七条・第十八条）</p> <p>第四章 雑則（第十九条―第二十三条）</p> <p>第五章 罰則（第二十四条―第二十六条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人海洋研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「海洋科学技術」とは、海洋に関する科学技術をいう。</p> <p>（新設）</p> <p>2 この法律において「基盤的研究開発」とは、研究及</p>

び開発（以下「研究開発」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 科学技術に関する共通的な研究開発
- 二 科学技術に関する研究開発であって、国の試験研究機関又は研究開発を行う独立行政法人に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするもの
- 三 科学技術に関する研究開発であって、多数部門の協力を要する総合的なもの

（名称）

第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人海洋・防災研究開発機構とする。

（機構の目的）

第四条 独立行政法人海洋・防災研究開発機構（以下「機構」という。）は、平和と福祉の理念に基づき、海洋及び防災に関する基礎研究（科学技術に関する基礎研究をいう。第十七条第一号及び第二号において同じ。）及び基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術及び防災科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする。

（名称の使用制限）

第九条 機構でない者は、海洋・防災研究開発機構という名称を用いてはならない。

び開発（以下「研究開発」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 科学技術に関する共通的な研究開発
- 二 科学技術に関する研究開発であって、国の試験研究機関又は研究開発を行う独立行政法人に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするもの
- 三 科学技術に関する研究開発であって、多数部門の協力を要する総合的なもの

（名称）

第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人海洋研究開発機構とする。

（機構の目的）

第四条 独立行政法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）は、平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする。

（名称の使用制限）

第九条 機構でない者は、海洋研究開発機構という名称を用いてはならない。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

第十四条 機構の役員に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人海洋・防災研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第十三条」とする。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 海洋に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。

二 防災に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

四 大学及び大学共同利用機関における海洋に関する学術研究に関し、船舶の運航その他の協力を行うこと。

五 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発

第二章 役員及び職員

(役員)

第十条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

第十四条 機構の役員に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人海洋研究開発機構法第十三条」とする。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 海洋に関する基盤的研究開発を行うこと。

(新設)

二 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

三 大学及び大学共同利用機関における海洋に関する学術研究に関し、船舶の運航その他の協力を行うこと。

四 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発

- 六| 又は学術研究を行う者の利用に供すること。
- 六| 海洋科学技術及び防災科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- 七| 海洋科学技術及び防災科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。
- 八| 防災科学技術に関する研究開発を行う者の要請に応じ、職員を派遣してその者が行う防災科学技術に関する研究開発に協力すること。
- 九| 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

- 五| 又は学術研究を行う者の利用に供すること。
- 五| 海洋科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- 六| 海洋科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。
- (新設)
- 七| 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

略

八代工業高等専門学校

略

熊本県

○ 独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第七条―第十三条）</p> <p>第三章 評議員会（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 業務等（第十六条―第二十二条）</p> <p>第五章 雑則（第二十三条―第二十五条）</p> <p>第六章 罰則（第二十六条―第二十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以</p>	<p>独立行政法人大学評価・学位授与機構法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第七条―第十三条）</p> <p>第三章 評議員会（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 業務等（第十六条・第十七条）</p> <p>第五章 雑則（第十八条・第十九条）</p> <p>第六章 罰則（第二十条―第二十二條）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人大学評価・学位授与機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「</p>

下「機構」という。）は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人（同条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付等を行うことにより、その教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、あわせて、学校教育法第四百条第四項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

（名称の使用制限）

第六条 機構でない者は、大学改革支援・学位授与機構という名称を用いてはならない。

（役員の欠格条項の特例）

第十一条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 機構の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人大学改革

機構」という。）は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、学校教育法第四百条第四項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

（名称の使用制限）

第六条 機構でない者は、大学評価・学位授与機構という名称を用いてはならない。

（役員の欠格条項の特例）

第十一条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 機構の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人大学評価

支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）
第十一条第一項」とする。

第四章 業務等

（業務の範囲）

第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。

二 国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言を行うこと。

三 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（以下「施設費貸付事業」という。）を行うこと。

四 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（以下「施設費交付事業」という。）を行うこと。

五 学校教育法第百四条第四項の規定により、学位を授与すること。

六 大学等の教育研究活動等の状況についての評価、高等教育に係る財政、国立大学法人等の財務及び経営並びに学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

七 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に

・学位授与機構法第十一条第一項」とする。

第四章 業務等

（業務の範囲）

第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。

（新設）

（新設）

（新設）

二 学校教育法第百四条第四項の規定により、学位を授与すること。

三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に

関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

八 国立大学法人等における財務及び経営の改善に關し、情報提供その他の業務を行うこと。

九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、国立大学法人法第三十五条において読み替えて準用する通則法第三十四条第二項の規定による国立大学法人評価委員会（以下この項において「評価委員会」という。）から前項第一号の評価の実施の要請があつた場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となつた国立大学又は大学共同利用機関に提供し、及び公表するものとする。

3 第一項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（区分経理）

第十七条 機構は、施設費貸付事業及び施設費交付事業に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（次条において「施設整備勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

（利益及び損失の処理の特例等）

第十八条 機構は、施設整備勘定以外の一般の勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を

関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

（新設）

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、国立大学法人法第三十五条において読み替えて準用する通則法第三十四条第二項の規定による国立大学法人評価委員会（以下この項において「評価委員会」という。）から前項第一号の評価の実施の要請があつた場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となつた国立大学又は大学共同利用機関に提供し、及び公表するものとする。

3 第一項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（新設）

（積立金の処分）

第十七条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期

、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十六条に規定する業務のうち同条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しななければならない。

4 施設整備勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5 機構は、施設整備勘定において、通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の施設費交付事業の財源に充てなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券）

第十九条 機構は、施設費貸付事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金を

間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しななければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しななければならない。

（新設）
4

前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（新設）

<p>し、又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券（以下「債券」という。）を発行することができる。</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、機構は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。</p>	<p>3 文部科学大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p>	<p>5 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p>	<p>6 機構は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。</p>	<p>7 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。</p>	<p>8 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（債務保証） 第二十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限</p>
--	--	---	---	--	--	---	--	---

（新設）

に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前条第一項又は第二項の規定による機構の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第二十一条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第二十二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十六条第一項第四号の規定により機構が交付する資金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長」と、同法第二条第一項（第二号を除く。）及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第十三条中「国」とあるのは「独立行政法人大学改革支

（新設）

（新設）

援・学位授与機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(財務大臣との協議)

第二十三条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。

二 第十九条第一項、第二項若しくは第六項又は第二十一条第一項の規定による認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十四条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十五条 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第一百七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第六章 罰則

第二十六条 第十二条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、

第五章 雑則

(新設)

(主務大臣等)

第十八条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第十九条 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第一百七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第六章 罰則

第二十条 第十二条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、

その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十六条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十八条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

三 第十九条第一項、第二項若しくは第六項又は第二十一条第一項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかったとき。

第二十八条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(機構の業務に関する特例等)

第十三条 機構は、当分の間、第十六条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 国立大学法人法附則第十二条第一項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務(独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第 号。以下この項において「平成二十一年整備法」という。))附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第百十五号。次号において「旧センター法」という。))附則第八条第一項第二号の規定により独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した債務のうち平成二十一年整備法附則第

その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十六条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十七条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

(新設)

第二十二條 第六條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(新設)

二条第一項の規定により機構が承継するものをい
う。)の償還及び当該承継債務に係る利子の支払(以下この条において「承継債務償還」という。)を行
うこと。

二 承継債務償還及び施設費交付事業に充てるために
旧センター法附則第八条第一項第一号の規定により
独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継し
た財産のうち平成二十一年整備法附則第二条第一項
の規定により機構が承継するものの管理及び処分を
行うこと。

2| 機構は、当分の間、第十八条第五項に規定する積立
金の額に相当する金額を、同項の規定にかかわらず、
承継債務償還に充てることができる。

3| 承継債務償還については、第十九条第二項に規定す
る長期借入金又は債券の発行による収入をもつて充て
てはならない。

4| 機構が第一項に規定する業務を行う場合には、第十
七条中「施設費貸付事業及び施設費交付事業」とある
のは「施設費貸付事業及び施設費交付事業並びに附則
第十三条第一項に規定する業務」と、第二十七条第一
号中「第十六条」とあるのは「第十六条及び附則第十
三条第一項」とする。

(政令への委任)

第十四条 附則第三条から第十二条までに定めるもの
のほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法
律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第十三条 附則第三条から前条までに定めるものほか
、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の
施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（附則第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第二条関係）			
(削る)	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	(削る)	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第一百十四号）
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	独立行政法人海洋・防災研究開発機構	(削る)	独立行政法人海洋・防災研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第一（第二条関係）			
(削る)	独立行政法人国立大学財務・経営センター	(略)	独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第一百十五号）
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	独立行政法人防災科学技術研究所	(略)	独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

改正案	現行
<p>②・③（略）</p> <p>④ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。</p> <p>一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士</p> <p>二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士</p> <p>⑤（略）</p>	<p>②・③（略）</p> <p>④ 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。</p> <p>一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士</p> <p>二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士</p> <p>⑤（略）</p>

改正案	現行
<p>（用途による不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一 二十六（略）</p> <p>二十七 独立行政法人海洋・防災研究開発機構が独立行政法人海洋・防災研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）<u>第十七条第一号、第二号、第四号、第五号又は第七号に規定する業務の用に供する不動産</u>で政令で定めるもの</p> <p>二十八 三十八（略）</p> <p>2・3</p> <p>（固定資産税の非課税の範囲）</p> <p>第三百四十八条（略）</p> <p>2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に課することができる。</p> <p>一 四十四（略）</p> <p>四十五 独立行政法人海洋・防災研究開発機構が独立行政法人海洋・防災研究開発機構法<u>第十七条第二号</u>に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定め</p>	<p>（用途による不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一 二十六（略）</p> <p>二十七 独立行政法人海洋研究開発機構が独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）<u>第十七条第一号、第三号、第四号又は第六号に規定する業務の用に供する不動産</u>で政令で定めるもの</p> <p>二十八 三十八（略）</p> <p>2・3</p> <p>（固定資産税の非課税の範囲）</p> <p>第三百四十八条（略）</p> <p>2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に課することができる。</p> <p>一 四十四（略）</p> <p>（新設）</p>

るもの

(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例)

16 第三百四十九条の三 (略)

独立行政法人海洋・防災研究開発機構が所有し、かつ、直接独立行政法人海洋・防災研究開発機構法第十条第一号、第四号、第五号又は第七号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例)

16 第三百四十九条の三 (略)

独立行政法人海洋研究開発機構が所有し、かつ、直接独立行政法人海洋研究開発機構法第十七条第一号、第三号、第四号又は第六号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（附則第二十二條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三（第二百二十四条の三關係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）	独立行政法人大学評価・学位授与機構	独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）
（削る）	（削る）	独立行政法人国立大学財務・経営センター	独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）
（削る）	（削る）	独立行政法人メディア教育開発センター	独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第百十六号）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	独立行政法人国立国語研究所	独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第七十一号）
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第三（第二百二十四条の三關係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）	独立行政法人大学評価・学位授与機構	独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）
（削る）	（削る）	独立行政法人国立大学財務・経営センター	独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）
（削る）	（削る）	独立行政法人メディア教育開発センター	独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第百十六号）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	独立行政法人国立国語研究所	独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第七十一号）
（略）	（略）	（略）	（略）

(略)	(削る)
(略)	(削る)

(略)	所 独立行政法人防 災科学技術研究
(略)	四号 独立行政法人防 災科学技術研究 所法(平成十一年法律第百七十

○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（附則第二十三條關係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第三 非課税文書の表（第五条關係）		別表第三 非課税文書の表（第五条關係）	
文書名	作成者	文書名	作成者
独立行政法人海洋・防災研究開 発機構法（平成十五年法律第九 十五号）第十七条第二号及び第 四号（業務の範圍）の業務に關 する文書	独立行政法人海 洋・防災研究開 発機構	独立行政法人海洋研究開発機構 法（平成十五年法律第九十五号 ）第十七条第三号（業務の範圍 ）の業務に關する文書	独立行政法人海 洋研究開発機構

○ 大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）（附則第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 教員等 教員並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）<u>第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人大学入試センター（次号及び第六条において「大学共同利用機関法人等」という。）の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者</u>をいう。</p> <p>四 （略）</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 教員等 教員並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）<u>第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人、独立行政法人大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人大学入試センター（次号及び第六条において「大学共同利用機関法人等」という。）の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者をいう。</u></p> <p>四 （略）</p>

改正案	現行
<p>第七條（略） 2・3（略） 4 政府は、前項の規定により土地を出資の目的として出資する場合において、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付することができる。</p> <p>5～8（略）</p> <p>（独立行政法人通則法の規定の準用） 第三十五條 独立行政法人通則法第三條、第七條第二項、第八條第一項、第九條、第十一條、第十四條から第十七條まで、第二十四條から第二十六條まで、第二十八條、第三十一條から第四十條まで、第四十一條第一項、第四十二條から第五十條まで、第五十二條、第五十三條、第六十一條及び第六十三條から第六十六條までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に</p>	<p>第七條（略） 2・3（略） 4 政府は、前項の規定により土地を出資の目的として出資する場合において、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付することができる。</p> <p>5～8（略）</p> <p>（独立行政法人通則法の規定の準用） 第三十五條 独立行政法人通則法第三條、第七條第二項、第八條第一項、第九條、第十一條、第十四條から第十七條まで、第二十四條から第二十六條まで、第二十八條、第三十一條から第四十條まで、第四十一條第一項、第四十二條から第五十條まで、第五十二條、第五十三條、第六十一條及び第六十三條から第六十六條までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に</p>

掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第三十四条第二項	(略)	読み替えられる 独立行政法 人通則法の規 定
(略)	考慮して	(略)	読み替えられる 字句
(略)	結果を尊重して し、当該評価の 評価の実施を要請 況についての評 の教育研究の状 学共同利用機関 国立大学及び大 二項に規定する 号)第十六条第 年法律第一百四 構法(平成十五 援・学位授与機 法人大学改革支 に、独立行政法 に、独立行政法 人大学改革支援 ・学位授与機構 に、独立行政法 に、独立行政法 に、独立行政法 に、独立行政法	(略)	読み替える字句

掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第三十四条第二項	(略)	読み替えられ る独立行政法 人通則法の規 定
(略)	考慮して	(略)	読み替えられる 字句
(略)	重して 評価の結果を尊 を要請し、当該 の状況について 研究の状況につ 用機関の教育研 及び大学共同利 定する国立大学 六条第二項に規 百十四号)第十 成十五年法律第 授与機構法(平 大学評価・学位 し、独立行政法 位授与機構に対 人大学評価・学 に、独立行政法 に、独立行政法 に、独立行政法 に、独立行政法	(略)	読み替える字句

附則

(権利義務の承継等)

第九條 国立大学法人等の成立の際現に国が有する権利及び義務(整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号。以下この項及び次条において「旧特別会計法」という。))附則第二十一項の規定により旧特別会計法に基づく国立学校特別会計(附則第十一条第一項において「旧特別会計」という。))から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとされた繰入金に係る義務を含む。))のうち、各国立大学法人等が行う第二十二條第一項又は第二十九條第一項に規定する業務に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、当該国立大学法人等が承継する。

2 前項の規定により各国立大学法人等が国の有する権利及び義務を承継したときは、当該国立大学法人等に承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額(国立大学法人にあっては、当該価額に独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第二十二号)附則第二十五條の規定による改正前の附則第十二條第一項の規定により当該国立大学法人が独立行政法人国立大学財務・経営センターに対して負担することとされた債務の額を加えた額)を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から当該国立大学法人等に対し出資されたものとする。

3 前項に規定する財産のうち、土地については、国立

附則

(権利義務の承継等)

第九條 国立大学法人等の成立の際現に国が有する権利及び義務(整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号。以下この項及び次条において「旧特別会計法」という。))附則第二十一項の規定により旧特別会計法に基づく国立学校特別会計(附則第十一条第一項において「旧特別会計」という。))から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとされた繰入金に係る義務を含む。))のうち、各国立大学法人等が行う第二十二條第一項又は第二十九條第一項に規定する業務に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、当該国立大学法人等が承継する。

2 前項の規定により各国立大学法人等が国の有する権利及び義務を承継したときは、当該国立大学法人等に承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額(国立大学法人にあっては、当該価額に附則第十二條第一項の規定により当該国立大学法人が独立行政法人国立大学財務・経営センター(以下「センター」という。))に対して負担する債務の額を加えた額)を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から当該国立大学法人等に対し出資されたものとする。

3 前項に規定する財産のうち、土地については、国立

- 大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（附則第十二条第一項において「機構」という。）に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。
- 4 文部科学大臣は、前項の規定により基準を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
- 5 第二項の財産の価額は、国立大学法人等の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（機構の債務の負担等）

- 第十二条 文部科学大臣が定める国立大学法人は、機構に対し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）附則第十三条第一項第一号に規定する承継債務（第三項において単に「承継債務」という。）のうち、当該国立大学法人の施設及び設備の整備に要した部分として文部科学大臣が定める債務に相当する額の債務を負担する。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定により債務を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 第一項の規定により債務を負担することとされた国立大学法人は、文部科学大臣が定めるところにより、承継債務を保証するものとする。

- 4 第一項の規定により負担する債務の償還、当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負

大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額をセンターに納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

- 4 文部科学大臣は、前項の規定により基準を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
- 5 第二項の財産の価額は、国立大学法人等の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（センターの債務の負担等）

- 第十二条 文部科学大臣が定める国立大学法人は、センターに対し、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）附則第八条第一項第二号の規定によりセンターが承継した借入金債務のうち、当該国立大学法人の施設及び設備の整備に要した部分として文部科学大臣が定める債務に相当する額の債務を負担する。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定により債務を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 第一項の規定により債務を負担することとされた国立大学法人は、文部科学大臣が定めるところにより、センターが承継した借入金債務を保証するものとする。

- 4 第一項の規定により負担する債務の償還、当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負

担及び前項の規定により行う債務の保証に関し必要な事項は、政令で定める。

5 前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第三十三条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもつて充ててはならない。

別表第一（第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五条関係）

国立大学法人の名称	国立大学の名称	主たる事務所の所在地	理事の員数
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 一 (略)
- 二 総合研究大学院大学は、大学共同利用機関法人及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構との緊密な連係及び協力の下に教育研究を行うものとする。
- 三 (略)

担及び前項の規定により行う債務の保証に関し必要な事項は、政令で定める。

5 前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第三十三条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもつて充ててはならない。

別表第一（第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五条関係）

国立大学法人の名称	国立大学の名称	主たる事務所の所在地	理事の員数
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 一 (略)
- 二 総合研究大学院大学は、大学共同利用機関法人並びに独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人メディア教育開発センターとの緊密な連係及び協力の下に教育研究を行うものとする。
- 三 (略)

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）（附則第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の研究等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては大学共同利用機関法人人間文化研究機構の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人海洋・防災研究開発機構の、独立行政</p>	<p>附則 （退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の研究等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立国語研究所の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医</p>

政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては
独立行政法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人
国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立
美術館の、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人
文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人国
立文化財機構の長は、旧退職手当法第十二条の二第一
項に規定する各省各庁の長等とみなす。

学総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人放
射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美術館を退
職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立
行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を
退職した者にあつては独立行政法人国立文化財機構の
長は、旧退職手当法第十二条の二第一項に規定する各
省各庁の長等とみなす。

○ 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）（附則第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>第四条 船員保険法の一部を次のように改正する。 （略） 別表第一を次のように改める。 別表第一（第二条関係）</p>			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	独立行政法人国立国語研究所	独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第七十一号）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	独立行政法人メディア教育開発センター	独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第十六号）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正案	現行
<p>（資本金） 第五条（略） 2・3（略） 4 政府は、前項の規定により土地を出資の目的として出資する場合において、機構が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付することができる。 5（略） 9（略）</p> <p>附則 （権利義務の承継等） 第八条 機構の成立の際、第十二条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務（整備法第二十条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号。以下この項及び次条において「旧特別会計法」という。）附則第二十一項の規定により旧特別会計法に基づく国立学校特別会計（附則第十條第一項において「旧特別会計」という。）から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとされた繰入金に係る義務を含む。）のうち、政令で定めるものは、政令で定めるところにより、機構が承継する。</p> <p>2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を</p>	<p>（資本金） 第五条（略） 2・3（略） 4 政府は、前項の規定により土地を出資の目的として出資する場合において、機構が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付することができる。 5（略） 9（略）</p> <p>附則 （権利義務の承継等） 第八条 機構の成立の際、第十二条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務（整備法第二十条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号。以下この項及び次条において「旧特別会計法」という。）附則第二十一項の規定により旧特別会計法に基づく国立学校特別会計（附則第十條第一項において「旧特別会計」という。）から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとされた繰入金に係る義務を含む。）のうち、政令で定めるものは、政令で定めるところにより、機構が承継する。</p> <p>2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を</p>

<p>6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>5 第二項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p>	<p>4 文部科学大臣は、前項の規定により基準を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p>	<p>3 前項に規定する財産のうち、土地については、機構が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。</p>	<p>2 前項に規定する財産のうち、土地については、機構が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。</p>	<p>1 承継したときは、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から機構に対し出資されたものとする。</p>
<p>6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>5 第二項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p>	<p>4 文部科学大臣は、前項の規定により基準を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p>	<p>3 前項に規定する財産のうち、土地については、機構が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。</p>	<p>2 前項に規定する財産のうち、土地については、機構が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。</p>	<p>1 承継したときは、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から機構に対し出資されたものとする。</p>

○ 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十九号）（附則第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （旧国立大学法人の解散等） 第五条（略） 2 前項に規定する資産のうち、土地については、新築 波技術大学法人又は新富山大学法人が当該土地の全部 又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収 入の範囲内で国立大学法人法附則第九条第三項に規定 する文部科学大臣が定める基準により算定した額に相 当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機 構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとす る。 12 14 （略）</p>	<p>附則 （旧国立大学法人の解散等） 第五条（略） 2 前項に規定する資産のうち、土地については、新築 波技術大学法人又は新富山大学法人が当該土地の全部 又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収 入の範囲内で国立大学法人法附則第九条第三項に規定 する文部科学大臣が定める基準により算定した額に相 当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センタ ーに納付すべき旨の条件を付して出資されたものとす る。 12 14 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則 （大阪大学法人への出資）</p> <p>第三条 前条第一項の規定により大阪大学法人が大阪外国語大学法人の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、大阪大学法人が承継する資産の価額（同条第十一項の規定により読み替えて適用される国立大学法人法第三十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるとき、又は政府以外の者から大阪外国語大学法人に出えんされた金額があるときは、それぞれ当該金額に相当する金額の合計額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から大阪大学法人に対し出資されたものとする。この場合において、大阪大学法人は、その額により資本金を増加するものとする。</p> <p>2 前項に規定する資産のうち、土地については、大阪大学法人が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法人法附則第九条第三項に規定する文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。</p> <p>3 第一項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p style="text-align: center;">附則 （大阪大学法人への出資）</p> <p>第三条 前条第一項の規定により大阪大学法人が大阪外国語大学法人の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、大阪大学法人が承継する資産の価額（同条第十一項の規定により読み替えて適用される国立大学法人法第三十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるとき、又は政府以外の者から大阪外国語大学法人に出えんされた金額があるときは、それぞれ当該金額に相当する金額の合計額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から大阪大学法人に対し出資されたものとする。この場合において、大阪大学法人は、その額により資本金を増加するものとする。</p> <p>2 前項に規定する資産のうち、土地については、大阪大学法人が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法人法附則第九条第三項に規定する文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。</p> <p>3 第一項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。</p>

○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（附則第三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
別表（第二条関係） 一～五（略） 六 削除 七～十一（略） 十二 独立行政法人海洋・防災研究開発機構 十三～三十二（略）	別表（第二条関係） 一～五（略） 六 独立行政法人防災科学技術研究所 七～十一（略） 十二 独立行政法人海洋研究開発機構 十三～三十二（略）

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第
号）（附則第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五十六条 削除</p> <p>附則 （施行期日） 第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第二条中国立公文書館法第十条の改正規定、第四条中独立行政法人国民生活センター法第八条の改正規定、第五条中独立行政法人北方領土問題対策協会</p>	<p>（独立行政法人メディア教育開発センター法の一部改正）</p> <p>第五十六条 独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条の見出しを「（理事長及び理事の任期）」に改め、同条中「及び監事」を削る。</p> <p>第十五条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。</p> <p>第十六条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。</p> <p>附則 （施行期日） 第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第二条中国立公文書館法第十条の改正規定、第四条中独立行政法人国民生活センター法第八条の改正規定、第五条中独立行政法人北方領土問題対策協会</p>

法第八条の改正規定、第六条中独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構法第十条及び第十五条第三項の改正規定、第八条中独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第十条の改正規定、第十条中独立行政法人情報通信研究機構法第十一条の改正規定、第十一条中独立行政法人統計センタ―法第八条の改正規定、第十二条中独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第八条の改正規定、第十五条の規定、第十七条中独立行政法人国際協力機構法第九条、第二十八条、第三十条及び第四十二条第三項第四号の改正規定、第十八条中独立行政法人国際交流基金法第九条の改正規定、第二十一条中独立行政法人酒類総合研究所法第八条の改正規定、第二十条中独立行政法人造幣局法第九条の改正規定、第二十三条中独立行政法人国立印刷局法第九条の改正規定、第二十四条中独立行政法人日本万国博覧会記念機構法第八条の改正規定、第二十七条の規定、第三十条中独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第八条の改正規定、第三十一条中独立行政法人大学入試センタ―法第八条の改正規定、第三十二条中独立行政法人国立青少年教育振興機構法第八条の改正規定、第三十三条中独立行政法人国立女性教育会館法第八条の改正規定、第三十四条中独立行政法人国立国語研究所法第八条の改正規定、第三十五条中独立行政法人国立科学博物館法第八条の改正規定、第三十六条中独立行政法人物質・材料研究機構法第九条の改正規定、第三十七条中独立行政法人防災科学技術研究所法第九条の改正規定、第三十八条中独立行政法人放射線医学総合研究所法第八条の改正規定、第三十九条中独立行政法人国立美術館法第八条

法第八条の改正規定、第六条中独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構法第十条及び第十五条第三項の改正規定、第八条中独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第十条の改正規定、第十条中独立行政法人情報通信研究機構法第十一条の改正規定、第十一条中独立行政法人統計センタ―法第八条の改正規定、第十二条中独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第八条の改正規定、第十五条の規定、第十七条中独立行政法人国際協力機構法第九条、第二十八条、第三十条及び第四十二条第三項第四号の改正規定、第十八条中独立行政法人国際交流基金法第九条の改正規定、第二十一条中独立行政法人酒類総合研究所法第八条の改正規定、第二十条中独立行政法人造幣局法第九条の改正規定、第二十三条中独立行政法人国立印刷局法第九条の改正規定、第二十四条中独立行政法人日本万国博覧会記念機構法第八条の改正規定、第二十七条の規定、第三十条中独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第八条の改正規定、第三十一条中独立行政法人大学入試センタ―法第八条の改正規定、第三十二条中独立行政法人国立青少年教育振興機構法第八条の改正規定、第三十三条中独立行政法人国立女性教育会館法第八条の改正規定、第三十四条中独立行政法人国立国語研究所法第八条の改正規定、第三十五条中独立行政法人国立科学博物館法第八条の改正規定、第三十六条中独立行政法人物質・材料研究機構法第九条の改正規定、第三十七条中独立行政法人防災科学技術研究所法第九条の改正規定、第三十八条中独立行政法人放射線医学総合研究所法第八条の改正規定、第三十九条中独立行政法人国立美術館法第八条

の改正規定、第四十条中独立行政法人国立文化財機構法第八条の改正規定、第四十一条中独立行政法人教員研修センター法第八条の改正規定、第四十二条中独立行政法人科学技術振興機構法第十二条の改正規定、第四十三条中独立行政法人日本学術振興会法第十条及び第十四条第三項の改正規定、第四十四条中独立行政法人理学研究所法第十一条の改正規定、第四十五条中独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十二条の改正規定、第四十六条中独立行政法人日本スポーツ振興センター法第九条第三項、第十条及び第十三条第三項の改正規定、第四十七条中独立行政法人日本芸術文化振興会法第九条及び第十三条第三項の改正規定、第四十八条中独立行政法人日本学生支援機構法第九条の改正規定、第四十九条中独立行政法人海洋研究開発機構法第十二条の改正規定、第五十一条の規定、第五十三条中独立行政法人国立高等専門学校機構法第八条の改正規定、第五十四条中独立行政法人大学評価・学位授与機構法第九条及び第十五条第三項の改正規定、第五十五条中独立行政法人国立大学財務・経営センター法第八条の改正規定、第五十七条中独立行政法人日本原子力研究開発機構法第十三条の改正規定、第六十一条中中小企業退職金共済法第六十二条及び第六十九条第三項の改正規定、第六十四条中独立行政法人国立健康・栄養研究所法第八条の改正規定、第六十五条中独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第八条の改正規定、第六十六条中独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第八条の改正規定、第六十七条中独立行政法人福祉医療機構法第八条の改正規定、第六十八条中独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみ

の改正規定、第四十条中独立行政法人国立文化財機構法第八条の改正規定、第四十一条中独立行政法人教員研修センター法第八条の改正規定、第四十二条中独立行政法人科学技術振興機構法第十二条の改正規定、第四十三条中独立行政法人日本学術振興会法第十条及び第十四条第三項の改正規定、第四十四条中独立行政法人理学研究所法第十一条の改正規定、第四十五条中独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十二条の改正規定、第四十六条中独立行政法人日本スポーツ振興センター法第九条第三項、第十条及び第十三条第三項の改正規定、第四十七条中独立行政法人日本芸術文化振興会法第九条及び第十三条第三項の改正規定、第四十八条中独立行政法人日本学生支援機構法第九条の改正規定、第四十九条中独立行政法人海洋研究開発機構法第十二条の改正規定、第五十一条の規定、第五十三条中独立行政法人国立高等専門学校機構法第八条の改正規定、第五十四条中独立行政法人大学評価・学位授与機構法第九条及び第十五条第三項の改正規定、第五十五条中独立行政法人国立大学財務・経営センター法第八条の改正規定、第五十六条中独立行政法人メディア教育開発センター法第八条の改正規定、第五十七条中独立行政法人日本原子力研究開発機構法第十三条の改正規定、第六十一条中中小企業退職金共済法第六十二条及び第六十九条第三項の改正規定、第六十四条中独立行政法人国立健康・栄養研究所法第八条の改正規定、第六十五条中独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第八条の改正規定、第六十六条中独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第八条の改正規定、第六十七条中独立行政法人福祉医療機構法第八条

の園法第八条の改正規定、第六十九条中独立行政法人労働政策研究・研修機構法第八条の改正規定、第七十条中独立行政法人雇用・能力開発機構法第八条の改正規定、第七十一条中独立行政法人労働者健康福祉機構法第八条の改正規定、第七十二条中独立行政法人国立病院機構法第九条の改正規定、第七十三条中独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第九条の改正規定、第七十四条中年金積立金管理運用独立行政法人法第八条及び第十七条第三項の改正規定、第七十五条中独立行政法人医薬基盤研究所法第九条の改正規定、第七十六条中独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法第八条の改正規定、第七十七条中高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第七条の改正規定、第八十二条中独立行政法人農林水産消費安全技術センター法第九条の改正規定、第八十三条中独立行政法人種苗管理センター法第八条の改正規定、第八十四条中独立行政法人家畜改良センター法第八条の改正規定、第十五条中独立行政法人水産大学校法第八条の改正規定、第八十六条中独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十一条の改正規定、第八十七条中独立行政法人農業生物資源研究所法第八条の改正規定、第八十八条中独立行政法人農業環境技術研究所法第八条の改正規定、第八十九条中独立行政法人国際農林水産業研究センター法第八条の改正規定、第九十条中独立行政法人森林総合研究所法第八条及び附則第十三条第四項の改正規定、第九十一条中独立行政法人水産総合研究センター法第八条の改正規定、第九十二条中独立行政法人農畜産業振興機構法第八条の改正規定、第九十三条中独立行政法人農業者

の改正規定、第六十八条中独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第八条の改正規定、第六十九条中独立行政法人労働政策研究・研修機構法第八条の改正規定、第七十条中独立行政法人雇用・能力開発機構法第八条の改正規定、第七十一条中独立行政法人労働者健康福祉機構法第八条の改正規定、第七十二条中独立行政法人国立病院機構法第九条の改正規定、第七十三条中独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第九条の改正規定、第七十四条中年金積立金管理運用独立行政法人法第八条及び第七十五条中独立行政法人法第九条の改正規定、第七十六条中独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法第八条の改正規定、第七十七条中高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第七条の改正規定、第八十二条中独立行政法人農林水産消費安全技術センター法第九条の改正規定、第八十三条中独立行政法人種苗管理センター法第八条の改正規定、第八十四条中独立行政法人家畜改良センター法第八条の改正規定、第八十五条中独立行政法人水産大学校法第八条の改正規定、第八十六条中独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十一条の改正規定、第八十七条中独立行政法人農業生物資源研究所法第八条の改正規定、第八十八条中独立行政法人農業環境技術研究所法第八条の改正規定、第八十九条中独立行政法人国際農林水産業研究センター法第八条の改正規定、第九十条中独立行政法人森林総合研究所法第八条及び附則第十三条第四項の改正規定、第九十一条中独立行政法人水産総合研究センター法第八条の改正規定、第九十二条中独立行政法

年金基金法第七条及び第四十九条第五項の改正規定、第九十四条中独立行政法人農林漁業信用基金法第十条の改正規定、第九十八条中貿易保険法第十条の改正規定、第九十九条中情報処理の促進に関する法律第十七条の改正規定、第二百二条中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十九条第三項の改正規定（「第十九条第五項」を「第十九条第八項」に改める部分に限る。）、第二百四条中独立行政法人経済産業研究所法第九条の改正規定、第二百五条中独立行政法人工業所有権情報・研修館法第八条の改正規定、第二百六条中独立行政法人産業技術総合研究所法第九条の改正規定、第二百七条中独立行政法人製品評価技術基盤機構法第九条の改正規定、第二百八条中独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第八条の改正規定、第二百九条中独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十一条の改正規定、第一百十条中独立行政法人中小企業基盤整備機構法第九条の改正規定、第一百一十一条中独立行政法人日本貿易振興機構法第八条の改正規定、第一百十二条中独立行政法人原子力安全基盤機構法第九条の改正規定、第一百十五条中公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十五条の改正規定、第一百六条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の二十三の改正規定、第一百十九条中独立行政法人土木研究所法第八条の改正規定、第二百十条中独立行政法人建築研究所法第八条の改正規定、第二百十一条中独立行政法人交通安全環境研究所法第八条の改正規定、第二百十二条中独立行政法人海上技術安全研究所法第八条の改正規定、第二百二十三条中独立行政法人港湾空港技術研

人農畜産業振興機構法第八条の改正規定、第九十三条中独立行政法人農業者年金基金法第七条及び第四十九条第五項の改正規定、第九十四条中独立行政法人農林漁業信用基金法第十条の改正規定、第九十八条中貿易保険法第十条の改正規定、第九十九条中情報処理の促進に関する法律第十七条の改正規定、第二百二条中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十九条第三項の改正規定（「第十九条第五項」を「第十九条第八項」に改める部分に限る。）、第二百四条中独立行政法人経済産業研究所法第九条の改正規定、第二百五条中独立行政法人工業所有権情報・研修館法第八条の改正規定、第二百六条中独立行政法人産業技術総合研究所法第九条の改正規定、第二百七条中独立行政法人製品評価技術基盤機構法第九条の改正規定、第二百八条中独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第八条の改正規定、第二百九条中独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十一条の改正規定、第一百十条中独立行政法人中小企業基盤整備機構法第九条の改正規定、第一百一十一条中独立行政法人日本貿易振興機構法第八条の改正規定、第一百十二条中独立行政法人原子力安全基盤機構法第九条の改正規定、第一百十五条中公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十五条の改正規定、第一百六条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の二十三の改正規定、第一百十九条中独立行政法人土木研究所法第八条の改正規定、第二百十条中独立行政法人建築研究所法第八条の改正規定、第二百十一条中独立行政法人交通安全環境研究所法第八条の改正規定、第二百十二条中独立行政法人海上技術安

究所法第八条の改正規定、第二百二十四条中独立行政法人電子航法研究所法第八条の改正規定、第二百二十五条中独立行政法人航海訓練所法第八条の改正規定、第二百二十六条中独立行政法人海技教育機構法第八条の改正規定、第二百二十七条中独立行政法人航空大学校法第八条の改正規定、第二百二十八条中自動車検査独立行政法人法第八条の改正規定、第二百二十九条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第九条の改正規定、第二百三十条中独立行政法人国際観光振興機構法第八条の改正規定、第三十一条中独立行政法人水資源機構法第九条並びに第三十七条第一項及び第二項の改正規定並びに同法第三十八条第三号の改正規定（「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改める部分を除く。）、第三百三十二条中独立行政法人自動車事故対策機構法第十条の改正規定、第三百三十三条中独立行政法人都市再生機構法第八条の改正規定、第三百三十四条中独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第九条の改正規定、第三百三十五条中独立行政法人住宅金融支援機構法第十条の改正規定、第三百三十六条中独立行政法人気象研究所法第八条の改正規定、第三百三十八条中独立行政法人国立環境研究所法第八条の改正規定、第三百三十九条中独立行政法人環境再生保全機構法第八条の改正規定並びに第四百一条中独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法第九条の改正規定並びに附則第三条、第六条第三項、第八条第四項、第九条第一項及び第十三条の規定、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）

全研究所法第八条の改正規定、第二百二十三条中独立行政法人港湾空港技術研究所法第八条の改正規定、第二百二十四条中独立行政法人電子航法研究所法第八条の改正規定、第二百二十五条中独立行政法人航海訓練所法第八条の改正規定、第二百二十六条中独立行政法人海技教育機構法第八条の改正規定、第二百二十七条中独立行政法人航空大学校法第八条の改正規定、第二百二十八条中自動車検査独立行政法人法第八条の改正規定、第二百二十九条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第九条の改正規定、第二百三十条中独立行政法人国際観光振興機構法第八条の改正規定、第三百三十一条中独立行政法人水資源機構法第九条並びに第三十七条第一項及び第二項の改正規定並びに同法第三十八条第三号の改正規定（「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改める部分を除く。）、第三百三十二条中独立行政法人自動車事故対策機構法第十条の改正規定、第三百三十三条中独立行政法人都市再生機構法第八条の改正規定、第三百三十四条中独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第九条の改正規定、第三百三十五条中独立行政法人住宅金融支援機構法第十条の改正規定、第三百三十六条中独立行政法人気象研究所法第八条の改正規定、第三百三十八条中独立行政法人国立環境研究所法第八条の改正規定、第三百三十九条中独立行政法人環境再生保全機構法第八条の改正規定並びに第四百一条中独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法第九条の改正規定並びに附則第三条、第六条第三項、第八条第四項、第九条第一項及び第十三条の規定、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）



○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第号）（附則第三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 内閣官房関係（第一条）</p> <p>第二章 内閣府関係（第二条―第六条）</p> <p>第三章 総務省関係（第七条―第十三条）</p> <p>第四章 法務省関係（第十四条―第十六条）</p> <p>第五章 外務省関係（第十七条・第十八条）</p> <p>第六章 財務省関係（第十九条―第二十五条）</p> <p>第七章 文部科学省関係（第二十六条―第六十条の二）</p> <p>第八章 厚生労働省関係（第六十一条―第七十七条）</p> <p>第九章 農林水産省関係（第七十八条―第九十七条）</p> <p>第十章 経済産業省関係（第九十八条―第一百十三条）</p> <p>第十一章 国土交通省関係（第一百四十四条―第三百三十六 条）</p> <p>第十二章 環境省関係（第三百三十七条―第三百三十九条）</p> <p>第十三章 防衛省関係（第四百四十条・第四百四十一条）</p> <p>附則</p> <p>第三十四条 削除</p>	<p>目次</p> <p>第一章 内閣官房関係（第一条）</p> <p>第二章 内閣府関係（第二条―第六条）</p> <p>第三章 総務省関係（第七条―第十三条）</p> <p>第四章 法務省関係（第十四条―第十六条）</p> <p>第五章 外務省関係（第十七条・第十八条）</p> <p>第六章 財務省関係（第十九条―第二十五条）</p> <p>第七章 文部科学省関係（第二十六条―第六十条）</p> <p>第八章 厚生労働省関係（第六十一条―第七十七条）</p> <p>第九章 農林水産省関係（第七十八条―第九十七条）</p> <p>第十章 経済産業省関係（第九十八条―第一百十三条）</p> <p>第十一章 国土交通省関係（第一百四十四条―第三百三十六 条）</p> <p>第十二章 環境省関係（第三百三十七条―第三百三十九条）</p> <p>第十三章 防衛省関係（第四百四十条・第四百四十一条）</p> <p>附則</p> <p>（独立行政法人国立国語研究所法の一部改正）</p> <p>第三十四条 独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条の見出しを「（所長及び理事の任期）に改め、同条中「及び監事」を削る。</p> <p>第十三条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削</p>

第三十七条 削除

(独立行政法人海洋・防災研究開発機構法の一部改正)

第四十九条 独立行政法人海洋・防災研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「機構は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

第十二条の見出しを「(理事長及び理事の任期)」に改め、同条第五項を削る。

第十八条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第二十一条中「、主務省」及び「、文部科学省」を

第十四条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

(独立行政法人防災科学技術研究所法の一部改正)

第三十七条 独立行政法人防災科学技術研究所法(平成十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「(理事長及び理事の任期)」に改め、同条第五項を削る。

第十六条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十七条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

(独立行政法人海洋研究開発機構法の一部改正)

第四十九条 独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「機構は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

第十二条の見出しを「(理事長及び理事の任期)」に改め、同条第五項を削る。

第十八条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第二十一条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

削る。

第五十二条 国立大学法人法の一部を次のように改正する。

(略)

第三章中第三十一条の次に次の三条を加える。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十一条の二 (略)

第三十一条の三 評価委員会による前条第一項の規定

による評価は、文部科学省令で定めるところにより、同項第一号に掲げる事項及び同項第二号イからハまでに定める事項についてそれぞれ総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同号ロ又はハに定める事項についての評価は、国立大学改革支援・学位授与機構に対し独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)第十六条第二項に規定する国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して、行わなければならない。

2 3 4 (略)

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十一条の四 (略)

(略)

(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正)

第五十四条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)を次のように改める。

第五十二条 国立大学法人法の一部を次のように改正する。

(略)

第三章中第三十一条の次に次の三条を加える。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十一条の二 (略)

第三十一条の三 評価委員会による前条第一項の規定

による評価は、文部科学省令で定めるところにより、同項第一号に掲げる事項及び同項第二号イからハまでに定める事項についてそれぞれ総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同号ロ又はハに定める事項についての評価は、独立行政法人大学評価・学位授与機構に対し独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)第十六条第二項に規定する国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して、行わなければならない。

2 3 4 (略)

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十一条の四 (略)

(略)

(独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部改正)

第五十四条 独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)の一部を次のように改める。

第九条の見出しを「（機構長及び理事の任期）」に改め、同条中「及び監事」を削る。

第十五条第三項中「及び第二項」を「及び第三項」に改める。

第十六条第二項中「第三十五条において読み替えて準用する通則法第三十四条第二項の規定による」を「第三十一条の三第一項の規定により」に改める。

（削る）

第十八条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十九条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十一条第二項を削る。

第二十三条第二号中「第六項」を「第五項」に、「第二十一条第一項」を「第二十一条」に改める。

第二十四条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

第二十七条第三号中「第六項」を「第五項」に、「第二十一条第一項」を「第二十一条」に改める。

附則第十三条第二項中「第十八条第五項」を「第十八条第四項」に改める。

第九条の見出しを「（機構長及び理事の任期）」に改め、同条中「及び監事」を削る。

第十五条第三項中「及び第二項」を「及び第三項」に改める。

第十六条第二項中「第三十五条において読み替えて準用する通則法第三十四条第二項の規定による」を「第三十一条の三第一項の規定により」に改める。

第十七条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十八条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（独立行政法人国立大学財務・経営センター法の一部

第五十五条及び第五十六条 削除

(独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

改正)

第五十五条 独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「(理事長及び理事の任期)」に改め、同条中「役員」を「理事長及び理事」に改める。

第十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十六条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第十八条第二項を削る。

第二十条第二号中「第六項」を「第五項」に、「第十八条第一項」を「第十八条」に改める。

第二十一条中「主務省」及び「文部科学省」を削る。

第二十四条第三号中「第六項」を「第五項」に、「第十八条第一項」を「第十八条」に改める。

附則第十一条第二項中「第十五条第五項」を「第十五条第四項」に改める。

第五十六条 削除

第六十条の二 独立行政法人に係る改革を推進するため
の文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成二
十一年法律第 号）の一部を次のように改正す
る。

附則第二条第十項中「第三十三条の規定による事業
報告書の提出及び」を「第三十二条第二項の規定によ
る報告書の提出及び同条第三項の規定による」に、「
同条の事業報告書」を「同条第二項の報告書」に改め
、同条第十一項中「第三十四条第一項」を「第三十二
条第一項（第二号に係る部分に限る。）」に改める。
附則第四条第二項中「第十九条第四項及び第五項」
を「第十九条第三項及び第四項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正
する法律（平成二十年法律第 号。以下「改正法
」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）
から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 第二条中国立公文書館法第十条の改正規定、第四
条中独立行政法人国民生活センター法第八条の改正
規定、第五条中独立行政法人北方領土問題対策協会
法第八条の改正規定、第六条中独立行政法人沖縄科
学技術研究基盤整備機構法第十条及び第十五条第三
項の改正規定、第八条中独立行政法人平和祈念事業
特別基金等に関する法律第十条の改正規定、第十条
中独立行政法人情報通信研究機構法第十一条の改正
規定、第十一条中独立行政法人統計センター法第八

（新設）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正
する法律（平成二十年法律第 号。以下「改正法
」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）
から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 第二条中国立公文書館法第十条の改正規定、第四
条中独立行政法人国民生活センター法第八条の改正
規定、第五条中独立行政法人北方領土問題対策協会
法第八条の改正規定、第六条中独立行政法人沖縄科
学技術研究基盤整備機構法第十条及び第十五条第三
項の改正規定、第八条中独立行政法人平和祈念事業
特別基金等に関する法律第十条の改正規定、第十条
中独立行政法人情報通信研究機構法第十一条の改正
規定、第十一条中独立行政法人統計センター法第八

条の改正規定、第十二条中独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第八条の改正規定、第十五条の規定、第十七条中独立行政法人国際協力機構法第九条、第二十八条、第三十条及び第四十二条第三項第四号の改正規定、第十八条中独立行政法人国際交流基金法第九条の改正規定、第二十一条中独立行政法人酒類総合研究所法第八条の改正規定、第二十条中独立行政法人造幣局法第九条の改正規定、第二十三条中独立行政法人国立印刷局法第九条の改正規定、第二十四条中独立行政法人日本万国博覧会記念機構法第八条の改正規定、第二十七条の規定、第三十条中独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第八条の改正規定、第三十一条中独立行政法人大学入試センター法第八条の改正規定、第三十二条中独立行政法人国立青少年教育振興機構法第八条の改正規定、第三十三条中独立行政法人国立女性教育会館法第八条の改正規定、第三十五条中独立行政法人国立科学博物館法第八条の改正規定、第三十六条中独立行政法人物質・材料研究機構法第九条の改正規定、第三十八条中独立行政法人放射線医学総合研究所法第八条の改正規定、第三十九条中独立行政法人国立美術館法第八条の改正規定、第四十条中独立行政法人国立文化財機構法第八条の改正規定、第四十一条中独立行政法人教員研修センター法第八条の改正規定、第四十二条中独立行政法人科学技術振興機構法第十二条の改正規定、第四十三条中独立行政法人日本学術振興会法第十条及び第十四条第三項の改正規定、第四十四条中独立行政法人理学化学研究所法第十一条の改正規定、第四十五条中独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十二条の改正規定、第四十

条の改正規定、第十二条中独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第八条の改正規定、第十五条の規定、第十七条中独立行政法人国際協力機構法第九条、第二十八条、第三十条及び第四十二条第三項第四号の改正規定、第十八条中独立行政法人国際交流基金法第九条の改正規定、第二十一条中独立行政法人酒類総合研究所法第八条の改正規定、第二十条中独立行政法人造幣局法第九条の改正規定、第二十三条中独立行政法人国立印刷局法第九条の改正規定、第二十四条中独立行政法人日本万国博覧会記念機構法第八条の改正規定、第二十七条の規定、第三十条中独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第八条の改正規定、第三十一条中独立行政法人大学入試センター法第八条の改正規定、第三十二条中独立行政法人国立青少年教育振興機構法第八条の改正規定、第三十三条中独立行政法人国立女性教育会館法第八条の改正規定、第三十四条中独立行政法人国立国語研究所法第八条の改正規定、第三十五条中独立行政法人国立科学博物館法第八条の改正規定、第三十六条中独立行政法人物質・材料研究機構法第九条の改正規定、第三十七条中独立行政法人防災科学技術研究所法第九条の改正規定、第三十八条中独立行政法人放射線医学総合研究所法第八条の改正規定、第三十九条中独立行政法人国立美術館法第八条の改正規定、第四十条中独立行政法人国立文化財機構法第八条の改正規定、第四十一条中独立行政法人教員研修センター法第八条の改正規定、第四十二条中独立行政法人科学技術振興機構法第十二条の改正規定、第四十三条中独立行政法人日本学術振興会法第十条及び第十四条第三項の改正規定、第四十四

六条中独立行政法人日本スポーツ振興センター法第九條第三項、第十條及び第十三條第三項の改正規定、第四十七條中独立行政法人日本芸術文化振興会法第九條及び第十三條第三項の改正規定、第四十八條中独立行政法人日本学生支援機構法第九條の改正規定、第四十九條中独立行政法人海洋・防災研究開発機構法第十二條の改正規定、第五十一條の規定、第五十三條中独立行政法人国立高等専門学校機構法第九條の改正規定、第五十四條中独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第九條及び第十五條第三項の改正規定、第五十七條中独立行政法人日本原子力研究開発機構法第十三條の改正規定、第六十一條中中小企業退職金共済法第六十二條及び第六十九條第三項の改正規定、第六十四條中独立行政法人国立健康・栄養研究所法第八條の改正規定、第六十五條中独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第八條の改正規定、第六十六條中独立行政法人高齡・障害者雇用支援機構法第八條の改正規定、第六十七條中独立行政法人福祉医療機構法第八條の改正規定、第六十八條中独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第八條の改正規定、第六十九條中独立行政法人労働政策研究・研修機構法第八條の改正規定、第七十條中独立行政法人雇用・能力開発機構法第八條の改正規定、第七十一條中独立行政法人労働者健康福祉機構法第八條の改正規定、第七十二條中独立行政法人国立病院機構法第九條の改正規定、第七十三條中独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第九條の改正規定、第七十四條中年金積立金管理運用独立行政法人法第八條及び第十七條第三項の改正規定、第七十五條中独立行政法人医薬基盤研究所法第九條

中独立行政法人理化学研究所法第十一條の改正規定、第四十五條中独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十二條の改正規定、第四十六條中独立行政法人日本スポーツ振興センター法第九條第三項、第十條及び第十三條第三項の改正規定、第四十七條中独立行政法人日本芸術文化振興会法第九條及び第十三條第三項の改正規定、第四十八條中独立行政法人日本学生支援機構法第九條の改正規定、第四十九條中独立行政法人海洋研究開発機構法第十二條の改正規定、第五十一條の規定、第五十三條中独立行政法人国立高等専門学校機構法第九條の改正規定、第五十四條中独立行政法人大学評価・学位授与機構法第九條及び第十五條第三項の改正規定、第五十五條中独立行政法人国立大学財務・経営センター法第八條の改正規定、第五十七條中独立行政法人日本原子力研究開発機構法第十三條の改正規定、第六十一條中中小企業退職金共済法第六十二條及び第六十九條第三項の改正規定、第六十四條中独立行政法人国立健康・栄養研究所法第八條の改正規定、第六十五條中独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第八條の改正規定、第六十六條中独立行政法人高齡・障害者雇用支援機構法第八條の改正規定、第六十七條中独立行政法人福祉医療機構法第八條の改正規定、第六十八條中独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第八條の改正規定、第六十九條中独立行政法人労働政策研究・研修機構法第八條の改正規定、第七十條中独立行政法人雇用・能力開発機構法第八條の改正規定、第七十一條中独立行政法人労働者健康福祉機構法第八條の改正規定、第七十二條中独立行政法人国立病院機構法第九條の改正規定、第七十三條

九条の改正規定、第七十六条中独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法第八条の改正規定、第七十七条中高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第七条の改正規定、第八十二条中独立行政法人農林水産消費安全技術センター法第九条の改正規定、第八十三条中独立行政法人種苗管理センター法第八条の改正規定、第八十四条中独立行政法人家畜改良センター法第八条の改正規定、第八十五条中独立行政法人水産大学校法第八条の改正規定、第八十六条中独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十一条の改正規定、第八十七条中独立行政法人農業生物資源研究所法第八条の改正規定、第八十八条中独立行政法人農業環境技術研究所法第八条の改正規定、第八十九条中独立行政法人国際農林水産業研究センター法第八条の改正規定、第九十条中独立行政法人森林総合研究所法第八条及び附則第十三条第四項の改正規定、第九十一条中独立行政法人水産総合研究センター法第八条の改正規定、第九十二条中独立行政法人農畜産業振興機構法第八条の改正規定、第九十三条中独立行政法人農業者年金基金法第七条及び第四十九条第五項の改正規定、第九十四条中独立行政法人農林漁業信用基金法第十条の改正規定、第九十八条中貿易保険法第十条の改正規定、第九十九条中情報処理の促進に関する法律第十七条の改正規定、第一百零二条中中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十九条第三項の改正規定（「第十九条第五項」を「第十九条第八項」に改める部分に限る。）、第一百四条中独立行政法人経済産業研究所法第九条の改正規定、第一百五

条中独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第九条の改正規定、第七十四条中年金積立金管理運用独立行政法人法第八条及び第十七条第三項の改正規定、第七十五条中独立行政法人医薬基盤研究所法第九条の改正規定、第七十六条中独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法第八条の改正規定、第七十七条中高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第七条の改正規定、第八十二条中独立行政法人農林水産消費安全技術センター法第九条の改正規定、第八十三条中独立行政法人種苗管理センター法第八条の改正規定、第八十四条中独立行政法人家畜改良センター法第八条の改正規定、第八十五条中独立行政法人水産大学校法第八条の改正規定、第八十六条中独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十一条の改正規定、第八十七条中独立行政法人農業生物資源研究所法第八条の改正規定、第八十八条中独立行政法人農業環境技術研究所法第八条の改正規定、第八十九条中独立行政法人国際農林水産業研究センター法第八条の改正規定、第九十条中独立行政法人森林総合研究所法第八条及び附則第十三条第四項の改正規定、第九十一条中独立行政法人水産総合研究センター法第八条の改正規定、第九十二条中独立行政法人農畜産業振興機構法第八条の改正規定、第九十三条中独立行政法人農業者年金基金法第七条及び第四十九条第五項の改正規定、第九十四条中独立行政法人農林漁業信用基金法第十条の改正規定、第九十八条中貿易保険法第十条の改正規定、第九十九条中情報処理の促進に関する法律第十七条の改正規定、第一百零二条中中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十九条第三項の

の改正規定、第百六条中独立行政法人産業技術総合研究所法第九条の改正規定、第百七条中独立行政法人製品評価技術基盤機構法第九条の改正規定、第百八条中独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第八条の改正規定、第百九条中独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十一条の改正規定、第百十条中独立行政法人中小企業基盤整備機構法第九条の改正規定、第百十一条中独立行政法人日本貿易振興機構法第八条の改正規定、第百十二条中独立行政法人原子力安全基盤機構法第九条の改正規定、第百十五条中公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十五条の改正規定、第百十六条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の二十三の改正規定、第百十九条中独立行政法人土木研究所法第八条の改正規定、第百二十条中独立行政法人建築研究所法第八条の改正規定、第百二十一条中独立行政法人交通安全環境研究所法第八条の改正規定、第百二十二条中独立行政法人海上技術安全研究所法第八条の改正規定、第百二十三条中独立行政法人港湾空港技術研究所法第八条の改正規定、第百二十四条中独立行政法人電子航法研究所法第八条の改正規定、第百二十五条中独立行政法人航海訓練所法第八条の改正規定、第百二十六条中独立行政法人海技教育機構法第八条の改正規定、第百二十七条中独立行政法人航空大学校法第八条の改正規定、第百二十八条中自動車検査独立行政法人法第八条の改正規定、第百二十九条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第九条の改正規定、第百三十条中独立行政法人国際観光振興機構法第八条の改正規定、第百三十一

改正規定（「第十九条第五項」を「第十九条第八項」に改める部分に限る。）、第百四条中独立行政法人経済産業研究所法第九条の改正規定、第百五条中独立行政法人工業所有権情報・研修館法第八条の改正規定、第百六条中独立行政法人産業技術総合研究所法第九条の改正規定、第百七条中独立行政法人製品評価技術基盤機構法第九条の改正規定、第百八条中独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第八条の改正規定、第百九条中独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十一条の改正規定、第百十条中独立行政法人中小企業基盤整備機構法第九条の改正規定、第百十一条中独立行政法人日本貿易振興機構法第八条の改正規定、第百十二条中独立行政法人原子力安全基盤機構法第九条の改正規定、第百十五条中公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十五条の改正規定、第百十六条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の二十三の改正規定、第百十九条中独立行政法人土木研究所法第八条の改正規定、第百二十条中独立行政法人建築研究所法第八条の改正規定、第百二十一条中独立行政法人交通安全環境研究所法第八条の改正規定、第百二十二条中独立行政法人海上技術安全研究所法第八条の改正規定、第百二十三条中独立行政法人港湾空港技術研究所法第八条の改正規定、第百二十四条中独立行政法人電子航法研究所法第八条の改正規定、第百二十五条中独立行政法人航海訓練所法第八条の改正規定、第百二十六条中独立行政法人海技教育機構法第八条の改正規定、第百二十七条中独立行政法人航空大学校法第八条の改正規定、第百二十八条中自動車検

条中独立行政法人水資源機構法第九条並びに第三十七
七条第一項及び第二項の改正規定並びに同法第三十
八条第三号の改正規定（「第三十一条第三項」を「
第三十一条第二項」に改める部分を除く。）、第百
三十二条中独立行政法人自動車事故対策機構法第十
条の改正規定、第百三十三条中独立行政法人都市再
生機構法第八条の改正規定、第百三十四条中独立行
政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第九条の
改正規定、第百三十五条中独立行政法人住宅金融支
援機構法第十条の改正規定、第百三十六条中独立行
政法人気象研究所法第八条の改正規定、第百三十八
条中独立行政法人国立環境研究所法第八条の改正規
定、第百三十九条中独立行政法人環境再生保全機構
法第八条の改正規定並びに第百四十一条中独立行政
法人駐留軍等労働者労務管理機構法第九条の改正規
定並びに附則第三条、第六条第三項、第八条第四項
、第九条第一項及び第十三条の規定 改正法附則第
一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号
施行日」という。）

査独立行政法人法第八条の改正規定、第二百二十九
条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法
第九条の改正規定、第百三十条中独立行政法人国際
観光振興機構法第八条の改正規定、第百三十一条中
独立行政法人水資源機構法第九条並びに第三十七条
第一項及び第二項の改正規定並びに同法第三十八条
第三号の改正規定（「第三十一条第三項」を「第三
十一条第二項」に改める部分を除く。）、第百三十
二条中独立行政法人自動車事故対策機構法第十条の
改正規定、第百三十三条中独立行政法人都市再生機
構法第八条の改正規定、第百三十四条中独立行政法
人日本高速道路保有・債務返済機構法第九条の改正
規定、第百三十五条中独立行政法人住宅金融支援機
構法第十条の改正規定、第百三十六条中独立行政法
人氣象研究所法第八条の改正規定、第百三十八条中
独立行政法人国立環境研究所法第八条の改正規定、
第百三十九条中独立行政法人環境再生保全機構法第
八条の改正規定並びに第百四十一条中独立行政法人
駐留軍等労働者労務管理機構法第九条の改正規定並
びに附則第三条、第六条第三項、第八条第四項、第
九条第一項及び第十三条の規定 改正法附則第一条
第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行
日」という。）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十六（略）</p> <p>二十七 独立行政法人宇宙航空研究開発機構における学術研究及び教育に関すること</p> <p>二十八 八十（略）</p> <p>八十一 文化（文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財をいう。第八十七号において同じ。）に係る事項を除く。次号及び第八十四号において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。</p> <p>八十二 文化の振興のための助成に関すること。</p> <p>八十三 劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関すること。</p> <p>八十四 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。</p> <p>八十五 国語の改善及びその普及に関すること。</p> <p>八十六 著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関すること。</p> <p>八十七 文化財の保存及び活用に関すること。</p> <p>八十八 九十七（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十六（略）</p> <p>二十七 独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人メディア教育開発センターにおける学術研究及び教育に関すること</p> <p>二十八 八十（略）</p> <p>八十一 文化（文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財をいう。第八十五号において同じ。）に係る事項を除く。次号及び第八十二号において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。</p> <p>八十二 文化の振興のための助成に関すること。</p> <p>八十三 劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関すること。</p> <p>八十四 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。</p> <p>八十五 国語の改善及びその普及に関すること。</p> <p>八十六 著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関すること。</p> <p>八十七 文化財の保存及び活用に関すること。</p> <p>八十八 九十七（略）</p>